

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 26 年 3 月 19 日（水）14 時 00 分～14 時 45 分
2. 場 所：石川県庁 議会庁舎 1 階 大会議室
3. 出席者：委員 22 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

- (1) 「第 1 回石川県原子力安全専門委員会の開催及び現地調査の実施」について、事務局から説明があった。
 - (委員) 原子力規制委員会が、安全審査の一環として立地自治体の要請に応じ、立地自治体と共催で「公聴会」を開く方針であるが、原発の安全審査は、規制委員会が責任を持って実施し、その結果について、地元住民をはじめ国民に分かり易く説明するという姿勢が大切であり、破碎帯の問題についても、国が責任を持って、その結果について、地元に対して直接分かり易く説明をしていく必要があると思うがどうか。
 - (会長) 立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会から国に対し、責任逃れをせず、規制委員会の責任で、安全審査の結果についてしっかり説明責任を果たすよう要請した。破碎帯の問題についても、調査・審査の結果や理由について、規制委員会の責任で、地元住民に対してわかりやすく説明いただく必要があると考えているが、規制庁としてそれでよいか。
 - (規制事務所) 自治体の要望に応じて対応させていただく。
 - (会長) 立地自治体の意見を規制庁に伝えていただきたい。
 - (規制事務所) 私から規制庁に伝える。なお、公聴会は、適合性審査について、規制委員会がしっかり責任を持って実施することはもちろんであるが、審査書案ができた段階で、科学的で技術的な意見を幅広く求めて、より精度の高い審査書に仕上げたいという趣旨で検討している。
 - (委員) 公聴会の真意について、原発立地道県の議長会として、今までどおり責任は全て国が負うこと、主催はあくまでも規制庁側であること。また、公聴会は、安全性、科学性、技術性を基準として、それぞれの立地道県の方との意見交換を念頭においたものであり、賛成反対等を述べる会ではないことを確認した。
- (2) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。
- (3) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書（案）平成 25 年度第 3 報」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）平成 25 年度第 2 報」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。
- (4) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画（案）」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画（案）」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。
- (5) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。
- (6) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。